

令和 5 年 第 4 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和5年第4回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和5年4月27日(木) 午前10時30分

1. 場 所 箕面市役所 本館2階特別会議室

1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君
代表教育委員 山 元 行 博 君
教育長職務代理者 高 野 敦 子 君
委 員 稲 田 滋 君
委 員 高 橋 太 朗 君
委 員 酒 井 康 生 君

1. 付議案件説明者

副 教 育 長 藤 村 彩 夏 君
兼子ども未来創造局長
子ども未来創造局 今 中 美 穂 君
担 当 部 長
子ども未来創造局 藪 本 正 博 君
小中一貫教育推進監兼副部長
子ども未来創造局 金 城 忠 君
学 校 教 育 監
子ども未来創造局 濱 口 悟 君
担当副部長兼人権施策室長
子ども未来創造局 山 田 睦 美 君
担 当 副 部 長
子ども未来創造局 村 田 麻 子 君
担 当 副 部 長
子ども未来創造局 遠 近 高 明 君
教 育 政 策 室 長 乾 敬 一 朗 君
学 校 生 活 支 援 室 長 宇 根 彩 美 君
教 職 員 人 事 室 長 柴 田 大 君

学 校 教 育 室 長	三 島 新 平 君
放課後子ども支援室長	六 島 拓 也 君
青 少 年 育 成 室 長	今 峰 秀 樹 君
児 童 生 徒 指 導 室 長	高 取 貞 光 君
保 育 幼 稚 園 利 用 室 長	福 田 浩 子 君
子 ども す こ や か 室 長	坪 田 忠 宏 君
保 育 ・ 幼 児 教 育 セ ン タ ー 長	大 上 和 代 君
保 健 ス ポ ー ツ 室 長	須 山 純 次 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 室 参 事	中 村 友 美 君
教 育 政 策 室	平 井 由 貴 子 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 (仮称) 箕面市立船場小学校の校種案について評価を求める件
- 日程第 4 (仮称) 箕面市立船場小学校の校種に関する評価専門委員の委嘱の件
- 日程第 5 箕面市教育委員会小中一貫教育推進監設置規則制定の件
- 日程第 6 箕面市教育委員会事務局等職員の勤務時間等に関する規則改正の件
- 日程第 7 箕面市教育委員会職名規則改正の件
- 日程第 8 箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則改正の件
- 日程第 9 箕面市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則改正の件
- 日程第 10 箕面市学童保育に関する条例施行規則改正の件
- 日程第 11 箕面市個人情報保護条例の施行に関する箕面市教育委員会規程廃止の件
- 日程第 12 箕面市立学校等における医療的ケア実施要綱改正の件
- 日程第 13 箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交付金交付要綱改正の件
- 日程第 14 箕面市立保育所条例施行規則改正の件
- 日程第 15 箕面市保育料に関する規則改正の件
- 日程第 16 箕面市幼児教育スーパーバイザー等設置要綱改正の件
- 日程第 17 箕面市送迎用バスの安全装置設置事業費補助金交付要綱制定の件
- 日程第 18 箕面市保育士宿舍借上支援事業補助金交付要綱改正の件
- 日程第 19 箕面市産後ケア事業実施要綱改正の件
- 日程第 20 箕面市妊婦健康診の実施等に関する要綱改正の件
- 日程第 21 令和4年度箕面子どもステップアップ調査結果報告の件
- 日程第 22 箕面市教育委員会審理員及び審理補助員任命の件
- 日程第 23 箕面市奨学生選考委員会委員解職及び任命の件
- 日程第 24 箕面市いじめ問題対策連絡協議会委員解職及び任命の件
- 日程第 25 箕面市幼児教育サポーター任命の件
- 日程第 26 箕面市スポーツ推進委員解職の件
- 日程第 27 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 28 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 29 生徒指導の件
- 追加第 1 教育財産の取得にかかる申出の件

(午前10時30分開会)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今から、令和5年第4回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

（事務局報告）

○教育長（藤迫稔君）：ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、高橋委員を指定いたします。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第2「教育長報告」を行います。まず最初に既に皆さんにはご報告済みですが第一中学校の個人情報の漏えい問題についてですが、詳細については報告させていただいております。これも絶対あってはならない事案でありまして、保護者の皆さんや生徒の皆さんには本当に申し訳ない気持ちでいっぱいです。今回の件については問題点が幾つもあります。まずは、法に抵触する重大な過ちであった、例えば窃盗罪ですとか個人情報保護法違反とか、守秘義務違反ということの認識のなさ、そもそも個人情報に対する意識の低さ、文書管理の不適切さ、スマホの持込みの容認や、SNSの怖さに対する認識の甘さなど、非常に返す返す残念な事案です。当該中学校だけじゃなくて全ての学校、教育委員会の信頼を完全に失ってしまったということで、本当に申し訳ないなというふうに思っております。一度失ったこの大きな信頼は幾ら言葉を重ねても、簡単に回復することは出来ません。しっかりと今後再発防止の徹底など対策を講じて、今後の行動で少しずつ返していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。本件に関しましては事案発生した時に、直ちに保護者会を開催して、説明をしておりますが、今般それ以後の経過ですとか、今後の対策ですとかについて文書で、保護者の方には学校が出す予定をしております。ゴールデンウィーク前にとということですので、今日、明日中に文書で出したいと思ひます。それが一つです。議案のほうに行きますけども、まず、1点目の教育委員会委員関係、4月7日の入学式には皆さん、ご出務いただきましてありがとうございました。ただ年明け1月ぐらいの段階では、3月の卒業式と、この4月の入学式までは、コロナ中と一緒の対応ということで、来賓の皆様にはご出務いただかないというふうな方針で早くに決定していたものなんですが、3月の卒業式の終わった段階で、ある程度のマスク着用の自由化ですとか、5類に移行とかいうふうになりましたので、出来たらもうこの4月から入学してくる子ども達には、ちょっとコロナのことを忘れて、新たな気持ちでいていただきたいというふうに思ったんで急遽ちょっと入学式には来賓も招待しようということで方針を急遽変えましたんで、少し学校のほうでは混乱があったようです。招待する来賓は招待するけども規模を縮小したような学校もありますし、いろんな学校の取り組みでちょっと地域の方にはご

迷惑かけたようなこともあったようですけども、子ども達は4月に晴れやかな気持ちで入学をしてきました。2点目の教育長報告ですが、令和5年度大阪府都市教育長協議会の総会・定例会が行われたんですが、ここで議論したのは、国のほうで「次元の異なる少子化対策」ということで打ち出しをしてるんですが、どうも義務教育のことが余り見えてこないということで議論しまして、大阪府都市教育長協議会で、国に緊急要望を出すことにしました。出来たら骨太の方針に少しでも入れていただくことを期待して、大きくは細かくは言いませんが4点に絞って緊急要望しようということで、1点目はやはり教員不足ということがあるので、その教員不足に対しての対策と長期的な計画っていうのを国でしっかり作ってほしいというのが1点目と、2点目は、教員の処遇待遇の改善、これをしっかりやってほしいということと、3点目は、学校給食費の無償化などの保護者負担の軽減、4点目は、1人1台端末機器の更新についての財政支援、この4点に絞って、大阪府都市教育長協議会で緊急要望を出すということになっております。それからあわせて、今度立ち上がりました、こども家庭庁の中に、こども家庭審議会っていうのが設置されるんですが、このこども家庭審議会に置かれる、子ども子育て支援等分科会にまた委員として参加することになりました。たてつけとしては全国の教育長の代表ということで、参加しておりますが、出来たら箕面市の事情なんかも会議で発信していきたいというふうに思ってます。行事報告ですが特に、今日お知らせしておきたいのは、4月18日に全国学力学習状況調査が行われました。これも報道でかなりされてますけども、英語の話すこと調査ということで当日には全国で抽出された500校ぐらいだったんですが、箕面はその中には入ってないんですが、それ以降4月21日から一定の期間の中で、中学校は当日やった英語の話すこと調査と同じようなことをするんですよということで、その結果は参考程度になるらしいんですけども今進んです。私も第一中学校の時に見に行ったんですけど、結構正直感想としては大変やなあというふうに思ってます。ヘッドセットが、国から、その対象生徒の、3分の1ぐらい送られてきてまして、テストも3分の1ずつ分けてやると。だから、同じ問題ですので、既に先にやった子ども達と、次に受ける子ども達が交わらないようにということで、学校のほうでは動線も工夫してやったようです。これもメディアも出てますけども、なかなかWi-Fiの調子がどうやとか、やっぱ機械もんなんで自分がしゃべったことを送る前に、もう1回確認するんだけども、それがなかなかうまくいってないよということで、ちょっとこれは私の感想としては、これ、2年後ぐらいにはもう本格実施というふうには言われてますけども、なかなか厳しい、クリアせなあかん課題がたくさんありますし学校も先生も走り回ってましたんでね。ちょっとこっからどうやっていくかというのは若干難しいやろうなというふうに思ってますけども、そういう感じでした。以上、教育長報告とさせていただきます

ます。

- 教育長（藤迫稔君）：何かご質問・ご意見ございますか。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち、日程第29、報告第42号「生徒指導の件」は、人事案件その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とし、当該案件を審議したいと思いますが、いかがでしょうか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。皆様の総意により、当該案件については、非公開で審議することといたします。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）：ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、日程第3、議案第18号「（仮称）箕面市立船場小学校の校種案について評価を求める件」及び日程第4議案第19号「（仮称）箕面市立船場小学校の校種に関する評価専門委員の委嘱の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長：議案第18号につきましては、（仮称）箕面市立船場小学校の校種の評価に関する要綱第2条第3号に規定する「教育委員会が必要と認める事項」として、教育委員会において再検討してまいりました（仮称）箕面市立船場小学校の様々な校種案について、専門委員からの評価を求めるために、ご提案するものです。次に、議案第19号につきましては、議案第18号においてご提案する事項について、評価を求めるために（仮称）箕面市立船場小学校の校種に関する評価専門委員をあらたに4名委嘱しようとするものです。
- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（高橋太郎君）：この第三者評価委員会委員の方々についてなんですが、前回の評価された方々と全く同じ方々だと思うんですがそれで間違いはないでしょうか。
- 子ども未来創造局教育政策室長：委員の皆さんは前回（仮称）箕面市立船場小学校の校種を再検討するかどうかというところで、評価をお願いいたしました4名の委員様と同じ方々です。前回の第三者評価の実施に当たりまして、船

場地域の学校建設の検討経過について、丁寧に説明を行ってご理解いただくことが出来たということ。また、前回の第三者評価においても有益な評価を皆様からいただくことが出来たというところで、船場の新設校の校種を再検討するかどうかにあたりまして、第三者評価をお願いしたい委員の皆様には、今回第三者評価をお願いするのが最も適任というふうに考えております。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）： 第三者評価の委員さんにお示しする6案ぐらいを示すことになってます。これはもう協議会で長い時間をかけて、皆さんにいろいろご意見をいただいた事務局案プラス教育委員さんから、こういう案もあるんじゃないかというような案も、つけ加えさせていただいてます。我々評価委員さんに期待することっていいものは、これどうですかというただ単に投げるんじゃないかって、幾つかやっぱり観点があると思ってましてまず1つはやっぱり、そもそもの小中一貫教育を進めていく、教育面のソフト面のことももちろんアドバイスをいただきたいですし、やっぱり財政的なこともありますので財政的なこともイニシャルもランニングも含めて、市としてこんなことになりますよということですか、あるいは将来に向けての児童生徒の推計なんかも踏まえた上で、いろんな観点から議論いただきたいなと思ってます。6案あるけどもこの案はもうないよねっていうご意見もあろうかと思えますし、また、いや6案以外にも、全国的にはこういう先行事例あるよと、こういうのを入れたらどうやというのものもあるでしょうし、あるいは6案のうちの、この案については、この案でいくならばもうちょっとこういうことでブラッシュアップしてこういうことも組み入れたらいいんじゃないかというような、総合的な、いろんな意見をいただいた上で、一定、もう一度教育委員会でもた、もちろんご議論いただいて、私としてはできるだけ削除することなくスケジュールとしましては、中小校区の皆さんに、意見をいただくという場を設けるんですけどその時に、あまり候補を減らすっていうのはよろしくないなと思ってまして、出来たらその複数案で、今に近いような案で、ただ、第三者評価の人の意見についてはこの1案については、こういうことも言われましたよ、案2については、こういうような意見ありましたよというようなことで、ニュートラルに、そういう説明会みたいにしていきたいなというふうに思ってますので、よろしくお願いたしたいと思います。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○委員（高野敦子君）： 先ほど教育長の説明にもありましたけどそうしますとちょっと確認なんですけど、この複数案が出てくる中で最終的にですけど、この評価委員の先生がたにですね、例えば、順位とかどれが1番いいと絞ってもらったりとかそういうところまではいかないというふうに思っておいてい

いですか。

○教育長（藤迫稔君）：我々としてはそれは求めないと思ってるんですよ、僕のイメージはね、教科書採択の時に別に絞らないじゃないですか、全部の教科書についてこの教科書はこういう、いいところもあるけどちょっとここ物足りないよね、ここはこうやねってあるじゃないですか。あれのイメージをしていただいたらいいんじゃないかなあと。だからもう、何か絞ってこの案全然あかんから案3でいこうという答えを求めんじゃなくて、それぞれについて、ご意見を言っていただこうと思って。緩やかにはその委員さんの思いというのは、にじみ出ると思うんで、当然ね、そのコメントの中で。そういうふうには考えてます。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）：あと、もう1点、その後の中小校区での意見交換会のイメージなんですけどね。これまだ学校とも相談をしてませんし、中小校区の地域の人にもこれからの話になるんで相談してないんですけども、私がイメージしてるのは、2つの手法かなと思っています。1つはある程度議論ができる、コアなメンバーで議論する意見交換会と、もう1つはそれこそ、「校区の皆さん、説明、意見交換しますんでウエルカムでどうぞ来てください。」っていう、一般の2通りがやっばいる。どちらか1個だけっていうのはやっぱりまずいと思ってるんで、そういうコアなメンバーで議論できるぐらいの人数規模での意見交換会と、たくさんお越しいただいて議論しようというふうに思ってます。コアな、議論の場っていうのは、それこそ、僕の今の勝手な考え方はやっぱり学校の行く末に関する事なので、学校の管理職も、学校の教員も入った学校協議会があるんで、学校協議会で議論するのがいいんじゃないかなというふうに思ってるんですが、ただ、これまでの経過で言うとその地域団体の9団体の方、校区の審議会とかワークショップで関わってきた9団体の方に丁寧に説明して、ここまで来てますので、そうなると事前に調べると、中小の学校協議会の中には、9団体の方で入られてない方があるんで、ちょっとそれは校長とも相談して、その学校協議会を主な母体として意見交換するんだけど、この議論をするときだけは、変則で入ってない3団体の方も参加していただく。だから学校協議会の臨時会で、9団体の方がそれぞれ入っていただけるような会を設けて、そこでちょっとコアな議論を、それぐらいの人数ですと、割と本当に活発な議論ができる場になると思うので、それはやりたいな。それと、中小校区の方全ての方にどうぞ来てくださいよという、その二本立てにしてやろうかなと今考えてますので、ちょっとまだ協議の結果によってちょっとそれが、なるんかならないのかちょっとわかりませんが、今のところはそういう考え方で思っています。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは議案第18号及び第19号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第5、報告第23号「箕面市教育委員会小中一貫教育推進監設置規則制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、小中一貫教育推進監の設置に伴い、箕面市教育委員会小中一貫教育推進監設置規則を制定する必要が生じましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。小中一貫教育推進監の設置に伴い、その職務、小中一貫教育事務に関する決裁等、服務上の承認等についてに定めたものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは報告第23号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第6、報告第24号「箕面市教育委員会事務局等職員の勤務時間等に関する規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、職員の定年の引上げ等に伴い関係規定を整備するため、箕面市教育委員会事務局等職員の勤務時間等に関する規則を改正する必要が生じましたが、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。職員の定年の引上げに係る地方公務員法の改正に伴い、当該改正に合わせ、再任用短時間勤務職員に係る規定の引用を、定年前再任用短時間勤務職員に係る規定の引用に改める等したものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは報告第24号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは次に、日程第7、報告第25号「箕面市教育委員会職名規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、地方公務員法の改正に伴い関係規定を整備するため、箕面市教育委員会職名規則を改正する必要が生じましたが、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。職員の定年の引上げに係る地方公務員法の改正に伴い、本規則の条ずれを整理したものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは報告第25号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは次に、日程第8、議案第20号「箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、審理員及び審理補助員に係る特別職の非常勤の職への任命に伴い箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則を改正するためご提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）：今、説明あったんですけどちょっと共有しておきたいので、審理員、審理補助員がいったい何者なのか、なぜ今ここで追加するのかと、箕面市いじめ重大事態再調査委員会委員をなぜ削るのかっていうのをちょっと簡単に説明をお願いしますか。

○子ども未来創造局教育政策室長：審理員及び審理補助員ですが、教育長が処分を行いましたものについて審査請求が行われましたら審理員というものを置いて、対応いたします。教育委員会が処分を行ったものについて審査請求が行われますと、審理補助員において、対応するということ、本市の要綱で定めておりますので、それぞれ対応していただくことになるわけですがけれども、なぜこのタイミングでこの改正をするかということですがけれども、この職についてはこれまで置かれていたものですがけれども、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定がこの職についての対応が出来ておりませんでしたので、この職について規定をいたしまして、審理員及び審理補助員の任命に関しましては、教育長に委任するのではなく、教育委員会の職務として置いておくというところでございます。

○教育長（藤迫稔君）： まず初めの審理員と審理補助員の例を出すと、保育所に入れなかったということで待機になりますよという、私が決定したことに対して、不服申出、なんかおかしいじゃないですか、私が入れないのはおかしいじゃないですかというようなことがあった時に、私の決定に対して、この審理員さんが意見をいってくれる。教育長の決定には合理的な理由があつて、間違っていないよとか、いやいやおかしいじゃないのかというようなふう意見する人であつて、今まで、この規則の中に入つてなかったのを新たに入れるというのと、箕面市いじめ重大事態再調査委員会委員っていうのは教育委員会がその調査したことに対して、不服があつて、今度は市長が、教育委員会にはもう任せられへんので市長が自らもう一回調査するよつて言った時の委員さんなんで、これはもう教育委員会が任命するんじゃないくて、市長のほうの仕事なんだけれども、これまで、この規則の中に入り込んでたんで削除をすると、こういうことです。

○代表教育委員（山元行博君）： 特に補足はございませんか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第20号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よつて、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第9、報告第26号「箕面市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教職員人事室長に求めます。

○子ども未来創造局教職員人事室長： 本件は、地方公務員法及び大阪府条例が改正され、府費負担教職員の定年が引き上げられたこと等に伴い、「箕面市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」を改正する必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。府費負担教職員の定年が65歳まで段階的に引き上げられることに伴い、再任用短時間勤務制度が廃止され、あらたに定年前再任用短時間勤務制度が設けられたため、所要の改正を行うとともに、あわせて校長が行う職員の休暇の処理に、「子育て部分休暇」を追加する改正を行ったものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは報告第26号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よつて、本件は報告どおり承認されました。

- 代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第10、報告第27号「箕面市学童保育に関する条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局放課後子ども支援室長に求めます。
- 子ども未来創造局放課後子ども支援室長： 本件は、学童保育の利用児童増加に伴い、学童保育室の増室及び定員の拡大を行うため、箕面市学童保育に関する条例施行規則の一部を改正する必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。箕面小学校及び中小学校の学童保育室を各1室増室し、定員を各40名増員、萱野東小学校の学童保育室を2室増室し、定員を42名増員するものです。
- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）： それでは報告第27号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
- （“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第11、報告第28号「箕面市個人情報保護条例の施行に関する箕面市教育委員会規程廃止の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、個人情報の保護に関する法律の改正により同法が地方公共団体に適用されることに伴い、箕面市個人情報保護条例の施行に関する箕面市教育委員会規程を廃止する必要が生じましたが、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。
- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）： それでは報告第28号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
- （“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第12、報告第29号「箕面市立学校等における医療的ケア実施要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局担当副部長に求めます。
- 子ども未来創造局担当副部長： 本件は、令和5年4月1日から、支援教育看護介助員の職種名の変更等により、要綱の改正をする必要が生じたため教育長が臨時に代理しましたので報告するものです。令和5年4月1日から支援教育看護介助員の職種名を、支援教育看護支援員に変更するとともに、医療的ケア実施における手続の見直し等により、様式の一部と、それと、様式の変更

をするものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（稲田滋君）：ちょっと参考まで教えていただきたいんですが、医療ケアの人は今どれぐらいいるんですか。

○子ども未来創造局担当副部長：小学校10名と中学校1名の合計11名になります。

○委員（稲田滋君）：例えば、ズラズラっと、いろいろ項目が並んでるんですが、これで何人とか言えるんですか。言えなかったらいいんですけど、言えるんやったら、どういう方がどれぐらいおられるのか、教えてください。

○子ども未来創造局担当副部長：それぞれが何名というのは、ちょっと控えさせていただきますけども、今箕面市の中で小中学校では、人工呼吸器の方が1名いらっしゃいます。経管栄養の方とあと導尿、それからインシュリンの注射、吸引の方がいらっしゃいます。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは報告第29号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは次に、日程第13、議案第21号「箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交付金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局青少年育成室長に求めます。

○子ども未来創造局青少年育成室長：本件は、青少年教学の森野外活動センターを利用する青少年健全育成団体等に対して、交付金を交付することで青少年健全育成活動を支援する要綱について改正する必要性が生じたため、ご提案するものです。交付金を交付する対象団体に「小規模保育事業所及び事業所内保育事業所保護者会・私立幼稚園及び認定こども園PTA、保護者会」を追加すること、及び施設の全面オープンに際し、新たにオープンする宿泊施設の料金設定・変更に伴い、交付金額を設定するため別表を改正すること、併せて様式の整理のために要綱を改正するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）：今回の改正については今事務局の担当から説明したとおりなんですけども、要はこの間、就学前の保育とか、幼稚園の教育については、公立や私立やっていうことの垣根を取っ払って、どちらであっても、箕面市の就学前の子ども達については、ともにそれぞれの所属団体に、いろいろスキルアップしていこうというふうに、目標を立てて、保育・幼児教育センター

も建てたわけなんですけど、それにもかかわらずこの補助にするのが、これ作る時に気がつかなかったのは、わかりやすく言うと、公立の施設に行ってる子ども達と公立の就学前の施設に対しては、手厚くなってるけども、私立にはいってなかったということになってるんで、それはいかんということで、公であっても民であっても、それぞれの取り組みについては、補助していこうということで、今回改正させていただきました。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第21号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第14、議案第22号「箕面市立保育所条例施行規則改正の件」及び日程第15、議案第23号「箕面市保育料に関する規則改正の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 本件は、保育料の多子軽減の適用範囲の見直しに伴い、関係規定を整備するため、箕面市立保育所条例施行規則及び箕面市保育料に関する規則を改正するものです。保育料を算定する際、市民税所得割が77,101円以上の世帯は、就学前のきょうだいの人数によって保育料を軽減しており、第1子は全額負担のところ、第2子は半額、第3子は無料となります。ただし、現在は、国制度により、第1子が認可保育所等に通う場合は算定対象になるものの、認可外保育施設に通う場合は対象とならず、第1子の通園先により数え方に差が生じていることから、市独自の対応として、第1子の通園先を問わず、就学前のきょうだいは全て数えることに改正するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： 今までは国の制度にのっとってやってたということで別に箕面市が、何か怠ってたというわけじゃなくって、国の方針どおりやってたんだけど、より、少子化対策とかそういう意味で箕面市として独自に、国制度に上乗せして、しっかりやろうということなんですけども。近隣の状況をわかってたらちょっとそれ説明出来ますか。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 近隣の北摂7市の状況なんですけれ

ども、まず、豊中市以外の6市につきましては、国制度と同じ対応を行っております。で、豊中市につきましては今回箕面市が改正しようとしている内容を、既に実施をされておりました。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは議案第22号及び第23号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第16、報告第30号「箕面市幼児教育スーパーバイザー等設置要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育・幼児教育センター長に求めます。

○子ども未来創造局保育・幼児教育センター長： 本件は、箕面市個人情報保護条例の全部改正に伴い関係規定を整備するため、箕面市幼児教育スーパーバイザー等設置要綱の一部を改正する必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。箕面市幼児教育スーパーバイザー等設置要綱第7条中の個人情報の保護に関する引用規定である「箕面市個人情報保護条例」を令和5年4月1日より「個人情報に関する法律」に改めるものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは報告第30号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第17、報告第31号「箕面市送迎用バスの安全装置設置事業費補助金交付要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 本件は、保育所、幼保連携型認定こども園、認可外保育施設が行う送迎用バスの安全装置の設置に対して、補助金を交付するため、箕面市送迎用バスの安全装置設置事業費補助金交付要綱を制定する必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。送迎バス内への子どもの置き去りを防止するため、令和5年4月から送迎バスに安全装置を設置することが義務付けられたことに伴い、国補助制度を活用し、市内の送迎バスを保有している保育所等に対し、1台あたり175,000円を補助するものです。バスを降りる際には、子どもの顔を見て降車を

確認すること、降車後は忘れ物点検や消毒と合わせ、必ず車内を一例ずつ見て回るなど、子どもの置き去りがないように確認を徹底していますが、突発的に予期せぬ事態が生じた際などにヒューマンエラーを補完するものとして有効と考えます。市内に送迎バスを保有している園は7園あり、市の補助対象は、そのうち3園で、幼稚園及び幼稚園型認定こども園の4園は、大阪府から補助される事となっています。引き続き、各園の安全対策の取り組みを支援し、子どもの安全確保を徹底していきます。

- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは報告第31号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは次に、日程第18、報告第32号「箕面市保育士宿舎借上支援事業補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：本件は、国補助要綱の改正に伴い、箕面市保育士宿舎借上支援事業補助金交付要綱を改正する必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。民間保育園等が雇用する保育士が居住する住居を借り上げた場合の、補助対象保育士を、保育園等で採用されてから8年以内であったところ、7年以内に変更するものです。これは事業の対象となる者とならない者の公平性の観点から、国が段階的に見直しを行っているものです。

- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（稲田滋君）：これは今まで8年間やったのを7年間に短縮することですか。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：はい、そうです。
- 委員（稲田滋君）：もう保育士は十分足りているということではないんですかね。

- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：本市におきましては、やはり保育士不足ということで、各園がやっぱり保育士確保に苦慮されているという状況もございますので、引き続き、保育士確保は重点的に行っていかなければならないというふうに考えております。

- 委員（稲田滋君）：さっきの保育料のところ、市独自の補助していくんや対応していくんやというようなこと言うてはったと思うんですが、例えば止々呂美なんか借り上げの宿舎とかないわけですよね。ないところにはもっと

もっと何かいろんな工夫をして、箕面市独自の何か施策を考えて、保育士確保をしていくとか、こういうことについても、まだ不足してるんやったら別に、短縮せんでもええやんかといろいろ思いはあります。だから、やっぱりこれからの時代、そういうところに、いろいろ工夫して、アイデア出して、施策を充実していかないと、成り立たないような時代になってきているので、ぜひとも、これからもいろいろ箕面市独自の施策を工夫して考えていっていただきたいと思います。

○教育長（藤迫稔君）： 今、稲田委員から指摘のあった具体的にちょっと出ましたんで止々呂美の地域にということで、ここは大変苦慮して、いろんな臨時的な措置も、保育士を送ったりしてやってるわけですけども、今まだ検討の段階なんで、今後どうなるかわからないんですけども、新しい駅が出来ましたら、何かステーション方式みたいなことが出来ないかなと。東部地域で空いてる保育所にそこをキーにして、送迎するという制度はないことはないんで、近隣市でもやってるところがあるので、そんなことはどうなのかなあとかいうような、いくつもちょっといろんな案を考えてますので、またもう少し、制度設計が固まりましたら、ご提案させていただきたいなというふうに思ってます。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは報告第32号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第19、報告第33号「箕面市産後ケア事業実施要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子どもすこやか室長に求めます。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長： 本件は、産後ケアの宿泊型サービスの利用料金について、令和5年度から国において補助制度が拡充され、要綱の改正をする必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。令和5年度からの国の補助制度の拡充に伴い、産後ケアの宿泊型サービスの1回目から5回目までの利用料金について、現在1回あたり5,500円を2,500円減額し、3,000円とするものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは報告第33号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告ど

おり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第20、報告第34号「箕面市妊婦健康診査の実施等に関する要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子どもすこやか室長に求めます。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長： 本件は、令和5年4月1日から妊婦健康診査の公費助成額を増額し、要綱の改正をする必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。令和4年度までの妊婦健康診査の助成額は、14回の総額が116,840円でしたが、令和5年度からは総額12万円に増額し、妊婦のかたの経済的な負担の軽減を図るものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは報告第34号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第21、報告第35号「令和4年度箕面子どもステップアップ調査結果報告の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校教育室長に求めます。

○子ども未来創造局学校教育室長： 本件は、令和4年度箕面子どもステップアップ調査結果について報告するものです。箕面子どもステップアップ調査は全国学力学習状況調査と大阪府すくすくウォッチと箕面体力・運動能力、運動習慣等調査、箕面学力調査、学習状況・生活状況調査の全てを合わせた総称でございます。今回はこのうちの箕面学力調査、英検I B A、学習状況・生活状況調査についての報告をさせていただきます。まず「箕面学力調査」についてですが、小学校では、小2算数、小3国語、小4国語、算数、理科、小5理科、小6国語、算数が全国平均を下回り、それ以外の教科は全国平均を上回る結果となっています。中学校では、中2国語のみが全国平均を下回り、それ以外の教科は全国平均を上回る結果となっています。特に、英語の正答率は全国平均と比べて8ポイント以上上回る結果となっています。国語についてですが、小6国語、中2国語の複数の資料から必要な情報を読み取り記述する問題において、正答率が低くなっており課題がありました。こうした課題について、文章に含まれる情報を的確に理解し、適切に表現するための学習を進めていけるよう、学校に対して指導助言を行いました。次に、社会についてですが、小3社会の地図を読み取る問題、中1社会の資料をもとに考察し文章で表現する問題において、全国正答率を下回る結果となっております。こうした

課題について、日頃から社会に見られる課題の解決に向け、様々な資料を基に多角的に考察する活動を進めていけるよう、学校に対して指導助言を行いました。次に、算数、数学についてですが、小6算数の縮尺の記述問題、中2数学のグラフの読み取り問題において、正答率が低くなっており、日常の出来事を数学的に捉え、考えを式や言葉で表現する問題に課題がありました。こうした課題について、日常生活と結び付けたり、学び合いで考えを深め、表現力を高める学習を進めていけるよう、学校に対して指導助言を行いました。次に、理科についてですが、小3理科の植物の育ち方の知識技能問題、中2理科の動物のからだのつくりとはたらきの科学的な思考・表現の力を問う問題において、正答率が低くなっており課題がありました。こうした課題について、各植物においての一般性と特性の両面の学習、指定された言葉から必要な情報を選択し、表現する学習を進めていけるよう、学校に対して指導助言を行いました。次に、英語についてですが、小5から中2の全学年の英語の正答率が全国平均を大幅に上回りました。令和4年度の英検I B Aにおける英検3級レベル相当以上の英語力を有する中3生徒の割合は80.7%で、目標値の80%をこえることができました。引き続き、小1から中3までの9年間のカリキュラムに基づいた英語教育に取り組んでまいります。また、学力調査結果を踏まえて、改めて学習課題がある児童生徒の底上げが必要であると認識しています。そのためには、教員の授業力を高めるとともに、学力調査結果の個票やデジタルドリルを活用するなど、一人ひとりの児童生徒に対して個別最適な学習を進めていくことが必要と考えています。加えて、休み時間や放課後の補習や、放課後学習室の「すたさぽ」などにも適切に繋いで学習習慣そのものを定着していくことが大切と考えています。続きまして、「学習状況・生活状況調査」についてですが、「先生から期待されている、友達から頼りにされている」と思っている子どもは、ほとんどの学年で全国平均値より高い傾向が見られます。一方、「あなたの発言は、クラスのみんなを動かす力がある」と思っている子どもの肯定率は全学年で50%を下回っており、課題であると認識しています。こうした課題について、学級での相互理解や信頼関係の構築のために、学級活動や授業の際に、子どもたちが主体的に発言できる学習を進めていけるよう、学校に対して指導助言を行いました。次に、SNS上で、いじめにあったことがないと回答している子どもの割合は、全国平均値に比べると良い結果が出ています。引き続き、子どもたちからのいじめのサインやSOSを見逃さないよう、「こころの日記」機能等も活用しながら取り組んでまいります。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

- 委員（稲田滋君）： ちょっとグラフの見方がわからなかったんでちょっと1つ教えてください。例えば上のグラフなんですけど、8年生中2のところのズラズラと並んでるのがありますよね。これはどういうグラフなんですか。
- 子ども未来創造局学校教育室長： はい、8年生、この中2のグラフが、子ども達自身の過去の平成27年度であればその色に沿った、時の経過でして、この母体の各年度そのものの経過になっております。
- 委員（稲田滋君）： ですから今のこの中2の子が、中1小6小5小4の時のデータがこう並んでるんやということでもいいんですかね。
- 子ども未来創造局学校教育室長： 中2自身のところの、過去の部分になりますので。
- 委員（稲田滋君）： その中2の子の、去年の中2、一昨年の中2、その前の中2という並びということですか。
- 子ども未来創造局学校教育室長： 中2自身の層の部分の子たちのそうですね、同じ子たちですね。
- 委員（稲田滋君）： 対象は同じということ。だから、今2つ挙げたんですけどね。中2の子が中1やった時小6やった時のデータが並んでるのかそれとも、今年の中2、去年の中2、その前の中2、その前の前の中2と中2の子のデータがずらっと並んでるのかどっちですかっていう。
- 子ども未来創造局学校教育室長： 中2の子たちが中1の時とかその前の状況と。
- 教育長（藤迫稔君）： 経年変化を追っているということ。だからこの下に行くほどこの数が少なくなってるのはそういう意味なんですよ。3年生のほうは、3本しかないけど、まだ3年生にしかになってないからというそういう。
- 副教育長： ここにグラフの見方が載ってますので。同一の集団を追っている。
- 委員（稲田滋君）： 同一の集団を追っているということで、この上下がすごくこのグラフを見ると激しいんですが、この原因は何ですか。
- 子ども未来創造局学校教育室長： 上下というのは例えば中2であれば、毎年上がってきているというように、急激に上がっているように見られることについてということよろしいですか。
- 教育長（藤迫稔君）： 今の質問は、課題認識は下がってるということやね。例えば茶色のところから次の黄色に何で下がるねんっていう。感覚的に言うたら、だんだん上がっていくべきじゃないのかっていうのは、何でこんな極端に異なっているんやというのを、教育委員会としてどう検証しているかという質問。
- 子ども未来創造局学校教育室長： まだ、厳密には分析し切れてないんですがやはり各学年のそもそもの毎年の、どうしても偏差値分析になりますので、そのときのもちろん全体的にそもそも難しかった問題なのか、簡単だったかっていう問題もございまして、学年に応じて、やはり偏差値の幅が、振り幅が変わ

ってくるというのも影響しているのではないかなと考えております。

○委員（稲田滋君）：なぜこんな質問をしたかというですね、例えば単年度で、ここがよくなかったから、学校に指導助言しましたよというようなことを言うて説明してくれたんですけど、せっかくこれずっと経年変化を追っていつて調査なので、なぜここでこんな低いんやろ、なぜここでこんな高くなつたんや、それがまたなぜこんな急に落ちたんやというようなところをね、きっちり。それは原因は何やろ、学校の体制の問題なんか、担任の問題なんか、生徒の問題なんか、親の問題なんか、一体何やろ。複合的な問題というようなことになるんでしょけど、その辺りをしっかりと調べていただけたらいいんじゃないかなというように思ってます。それでさっきも言うてはったこの調査の結果は個人に返して、それで個別最適な学びを進めていってもらいたいんやというようなところがあると思うので、そこをきっちりと、個人に関してあなたはこうこうやから、こういうところ、ちょっと弱いからこういうところ頑張っていこうねみたいなんを、やっぱり学校で、担任の先生なりがきちんと指導していけるんやというような形にしていっていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○教育長（藤迫稔君）：このステップアップ調査については今まで何度もいろいろ、協議会とかで議論させていただいて、我々もしっかり受け止めてます。ただそのときにも今の稲田委員のような意見をおっしゃっていただいてましてやっぱりこういうデータというのは母体が大きくなるんで、学年とか学校とかの単位でやってますので、例えばレーダーチャートにしても、割と比較的、何かこう、平均でいい感じになってますけども、これ個人個人一人一人となりますとかなりレーダーチャート凸凹になってるんですね、その子によって。こんなきれいな丸になってなくて、極端に、悪かったりというふうなことになるので、学力もそうですし、生活状況調査もそうですけども、やっぱり大事なのは個々で見ていくということで、学校はもうしっかり個々で見て、去年よりこうなってるよ、よくなってるよとか、去年よりは駄目になってるよというのは学校のほうはちゃんとしっかりやっていますので、ちょっと言い訳っぽくなりますけど、大きくなると、こういうようなデータの形が何か標準化されてしまいますので、我々これを見てこうやっていこうということじゃなくて、やっぱり個々で、しっかり見て対応はしていますので、それは共有しておきたいと思えます。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○委員（高野敦子君）：先ほど、稲田委員からありましたけど、個々に個別に返ってくるんですけど、そのタイミングなんですけど、実施されるのがもう2月ぐらいなので、いたしかたないと思うんですけど、3学期の、最終日に、学校の成績に混じってひょこっと一枚入ってくるみたいな感じの返り方なので、も

う少し工夫が必要なんじゃないかなというふうに思います。それはじゃあ家でどれだけ振り返ってるかっていうと、ちょっとそこは、もちろん個人懇談もないので3学期はいたしかたないんですがそれが、例えば体力とかの調査に関しては、2学期ぐらいに返ってくるので、個人懇談と一緒に保護者に返されてくるんですね。そうするとこれまた、ここんところ課題なんでっていう一言がやっぱりあってそれを家で見たいなのができるんですけどそれが出来ない分、どうしても何か、1枚ぺろっと入ってきて、当たり障りのない機械が出したコメントしか書いてなくって、よく出来てますとかで、何が弱いですというところが正直わからないような感じのコメントなんですね。なので、それが本当に個人の振り返りにどれだけ役立っていくのかなっていうのはちょっと課題としてあるかなと思うので、またそういう工夫も、今後していただきたいなと思います。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第22、議案第24号「箕面市教育委員会審理員及び審理補助員任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、箕面市教育委員会教育長を審査庁とする審査請求の審理に当たり必要と認められるため、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤の職に審理員として引き続き任命しようとするものです。また、あわせて、箕面市教育委員会を審査庁とする審査請求の審理に当たり必要と認められるため、審理補助員として新たに任命しようとするものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第24号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第23、報告第36号「箕面市奨学生選考委員会委員解職及び任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校生活支援室長に求めます。

○子ども未来創造局学校生活支援室長： 本件は、箕面市奨学生選考委員会委員の解職及び任命について、教育長が臨時に代理しましたので報告するものです。箕面市奨学資金基金条例に基づき設置する「箕面市奨学生選考委員会」の委員から、去る3月31日付で辞職願が提出されましたので、これを承認のうえ解職し、その後任として新たな委員を任命する必要が生じたため、箕面市奨学資金基金条例第2条の2第3項及び第4項ただし書の規定に基づき、4月1

日付で任命したものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは報告第36号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは次に、日程第24、報告第37号「箕面市いじめ問題対策連絡協議会委員解職及び任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局児童生徒指導室長に求めます。

○子ども未来創造局児童生徒指導室長：本件は、箕面市いじめ問題対策連絡協議会委員が辞職願を出されたことを受け、後任として新たな委員を任命する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理いたしましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものでございます。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは報告第37号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは次に、日程第25、報告第38号「箕面市幼児教育サポーター任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育・幼児教育センター長に求めます。

○子ども未来創造局保育・幼児教育センター長：本件は、「箕面市幼児教育サポーター」を任命する必要が生じたため、教育長が臨時に代理いたしましたので、報告するものです。箕面市幼児教育スーパーバイザー等設置要綱第1条に規定する保育・幼児教育の質の向上に係る保育・幼児教育施設への訪問及び相談業務等を行う幼児教育サポーターとして2名を令和5年4月1日付けで任命したものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは報告第38号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第26、報告第39号「箕面市スポーツ推進委員解職の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保健スポーツ室長に求めます。

○子ども未来創造局保健スポーツ室長： 本件は、箕面市スポーツ推進委員1名から令和5年3月31日付けをもって辞職の申し出がありましたので、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。委員1名の解職を3月31日付けで行ったものでございます。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは報告第39号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第27、報告第40号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、人事発令を行う必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第40号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第28、報告第41号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、去る令和5年3月9日に開催いたしました令和5年第3回箕面市教育委員会定例会会議録、及び同月23日に開催されました令和5年第1回箕面市教育委員会臨時会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により、提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第41号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程追加第1、報告第43号「教育財産の取得にかかる申出の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保健スポーツ室長に求めます。

○子ども未来創造局保健スポーツ室長：本件は、スケートボードパーク整備予定地の土地について、教育財産として取得するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づき箕面市長への申出を行う必要が生じましたが、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。教育財産として取得する土地につきましては、物件の所在地は、新稲2丁目243番1及び244番の2筆で、スカイアリーナ西側に隣接する土地です。面積につきましては、実測面積で4,166.53平方メートルです。当該土地を取得するまでに至った経緯でございますが、東京オリンピック以降のスケートボード人気の高まりに加え、市議会や市民からの要望も受け、令和2年からスカイアリーナと第二総合運動場で実証実験を実施したところ、若者世代を中心に幅広い世代で市民のニーズが高いことがわかりました。この結果を踏まえ、様々な観点から検討し、騒音問題が発生せず、指定管理者による一体管理が可能なスカイアリーナ西側隣接地が候補地となったため、令和4年11月30日付けをもって市長に教育財産の取得を申し出たものでございます。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第43号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）：事務局から「その他、教育行政に係る報告」について申出を受けますが、いかがですか。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは次に、日程第29、報告第42号「生徒指導の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に係る事務局職員以外の事務局職員は退席してください。

（傍聴者及び当該案件に係る事務局以外の事務局職員の退席）

（報告第42号に係る審議）

○代表教育委員（山元行博君）：以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案7件、報告21件は、全て議了いたしました。教育長に

お返しします。

○教育長（藤迫稔君）： ありがとうございます。これをもちまして、令和5
年第4回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午前11時59分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長（本人自署）

委員（本人自署）